



2020年9月号

遺留分の見直しと問題点

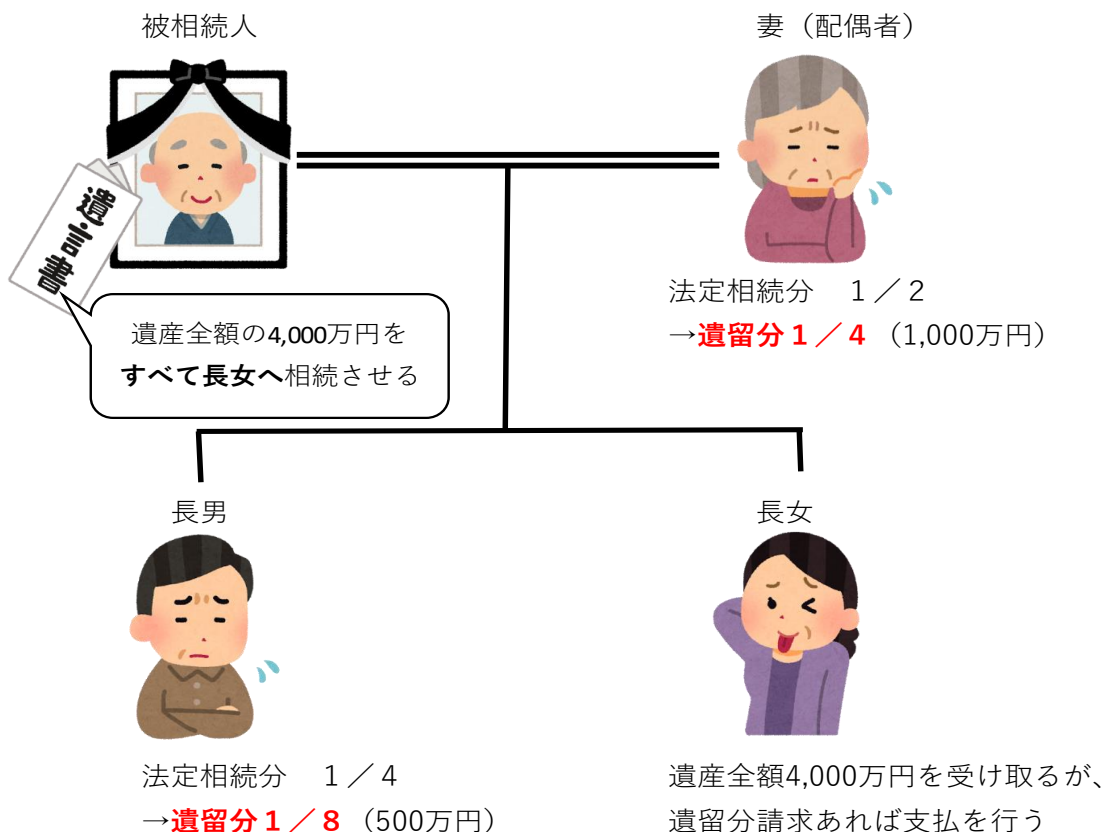
遺留分とは

相続が発生した場合、故人（被相続人）の遺産をどのように相続人に分割するか、もめてしまうことは多々あります。後々のトラブルを防ぐため、遺言書を作っておけば、基本的に遺言書に従って遺産が分割されるので、トラブルを防ぐのに役立ちます。

一方で、遺言書で「全財産を長女に相続させる」と書かれていた場合、他の相続人から不満が出てくることもあります。相続人は、遺言書がどうあれ、ある程度の遺産を請求する権利を持ちます。それが遺留分です。

遺留分の権利者と例

遺留分を請求できるのは法定相続人となります。ただし、兄弟姉妹には遺留分が認められないので注意です。遺留分として請求できる金額は相続人のパターンによって異なりますが、例として配偶者と子2人が相続人である場合の遺留分の例は下図のようになります。



故人の意思とは異なる相続結果になることも

前の例において、被相続人の遺産 4,000 万円が不動産のみであった場合はどうなるでしょうか。現金であれば単純に相続したお金の中から遺留分を支払えば済みますが、相続したのが不動産である場合、遺留分を支払えるだけの財力が相続人（今回の例では長女）にあるとは限りません。

従来は、遺留分が請求されて支払うお金がない場合、不動産などの現物を分け与える（共有にする）ことも可能でした。しかし、これでは長女にすべて相続させたいとする故人の意思が反映されなくなってしまいます。もし遺産が事業用資産であった場合は事業承継に支障をきたすこともあります。

そこで、民法の改正により遺留分の見直しが行われ、遺留分の請求があった場合の支払いは、金銭のみとされることになりました。これによって、遺留分の請求があったとしても、不動産等は遺言書どおりに相続させることになり、遺言者の意思が反映されるだろうということです。

見直しにより問題となることも

遺言書どおりに相続させることができたとしても、遺留分を支払う財力が相続人にないと、相続した不動産等を売却してお金を工面しなければならなくなってしまう、結局は故人の意思と反する結果になってしまいます。

また、やっかいなのは税金の扱いです。以前のように不動産等を分け与える、つまり現物での支払いができていた場合は特に問題とならなかったのですが、民法改正後は金銭ではなく現物で支払った場合、譲渡益課税が課されることになりました。遺産を相続して相続税を払ったうえに、譲渡益に対する所得税まで払う可能性が出てきてしまうのです。



遺留分を考慮に入れた遺言書作成を

冒頭に書いたとおり、遺言書は相続トラブルの防止に有効ですので、作成しておくことには重大な意義があります。しかし、作成するうえでは遺留分についても考慮に入れておかないと、結局トラブルに発展してしまう危険があるということです。相続税対策だけでなく、遺言書の作成においても、早めに対策を練っておくことが大切です。

（文章 石島慎二郎）